

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社岩村組 (法人番号1110001012486)
業者の住所 : 新潟県新発田市大手町4-3-21
- 2 指名停止措置期間 : 1 従前の指名停止の期間
令和6年1月17日 から 令和6年4月16日 まで(3か月)
2 変更後の指名停止の期間
令和6年1月17日 から 令和6年5月16日 まで(4か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者の元顧問及び元常務取締役は、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札において、同振興局元農村整備部長が漏洩した情報を元に自社が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕された。
また、元顧問は、同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札においても、同振興局元農村整備部長が漏洩した情報を元に他社が落札するよう入札価格を調整し、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、公契約関係競売入札妨害容疑で再逮捕されたことから指名停止を行ったところ、その後の公判において、元顧問は上記両工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが明らかとなった。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」第5第5項(指名停止の期間の特例)に該当するため、指名停止措置の期間を変更するものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
(指名停止の期間の特例)

第5

5 地方防衛局等々は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、付表各号、前各項及び第6に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。(以下略)

付表第2

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内